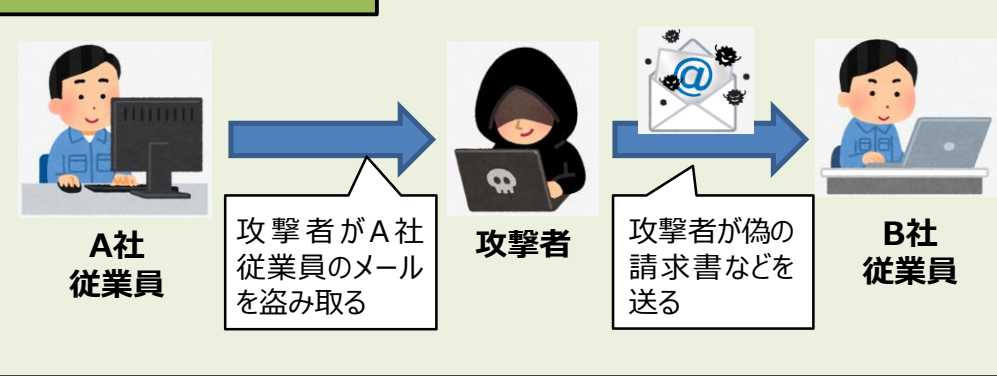


eシールの制度化に向けた検討状況について

令和6年4月5日
事務局

- ✓ DXが加速し、個人間や企業間における電子データのやり取りが急増する中、「**電子データの改ざん**」（例：取引先との請求書の偽装）や「**送信元のなりすまし**」（例：経営者等へのなりすましによる詐欺行為）による被害が発生しており、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）においても多くの攻撃事例を観測している。
- ✓ 我が国におけるDXを一層推進するためにも、**データの流通基盤の信頼性確保**が急務となっている。

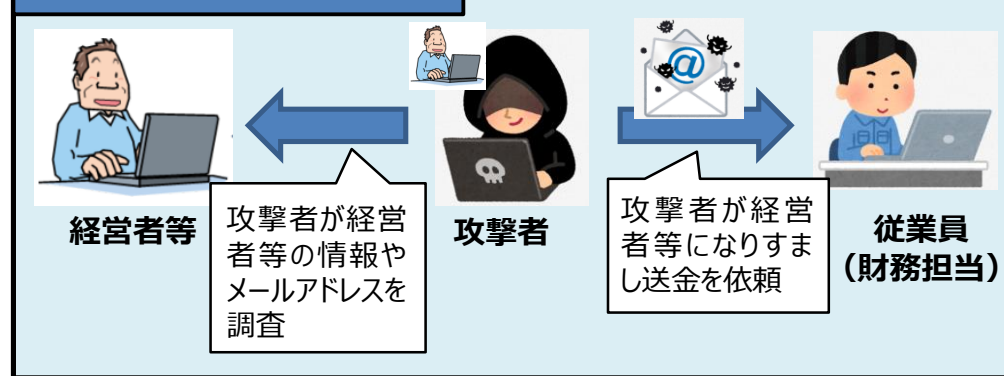
例1) データの改ざん



（「データの改ざん」による被害の例）

- 海外取引先担当者を騙る攻撃者から、自組織の担当者へ、請求書の変更と称して、偽口座に改ざんされた請求書が添付された偽のメールが送付。

例2) 送信元のなりすまし



（「送信元のなりすまし」による被害の例）

- 自組織の経営層を騙る攻撃者から、自組織の従業員へ偽のメールが送付。
- 親会社の経営層を騙る攻撃者から、子会社の経営層へ偽のメールが送付。

- ✓ 我が国が提唱する**DFFT**(Data Free Flow with Trust)の実現に向け、データの真正性や流通基盤の信頼性確保が重要であり、**データの改ざんや送信元のなりすましを防止**する仕組みである**トラストサービス**の推進は、各種政府方針において重要課題と位置付けられている。

政府戦略におけるトラストサービスの位置付け

◆ サイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）


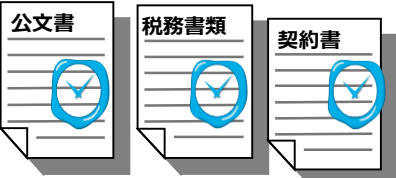

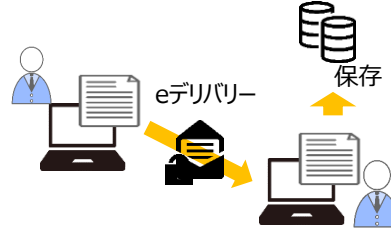
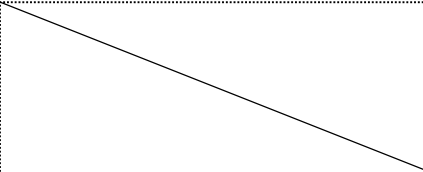
サイバー空間における多様な経済社会活動を進める上で、「信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust: DFFT）」の実現に向けたデータガバナンス確保の観点を含め、その価値の源泉となるデータの真正性や流通基盤の信頼性を確保することが重要である。（中略）送信元のなりすましやデータの改ざん等を防止する仕組み（以下「トラストサービス」という。）については、その利活用に向けて実効的な仕組みとする必要がある。

◆ デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）

データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図るためには、信頼のあるデータ流通の基盤となるトラストの確保が重要であり、デジタル化の進展に伴いその必要性は一層高まっている。（中略）今後、オンライン取引・手続等において、発行元に関する証明のニーズが高まることが想定されるため、eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価の実現にも取り組む。

代表的なトラストサービス

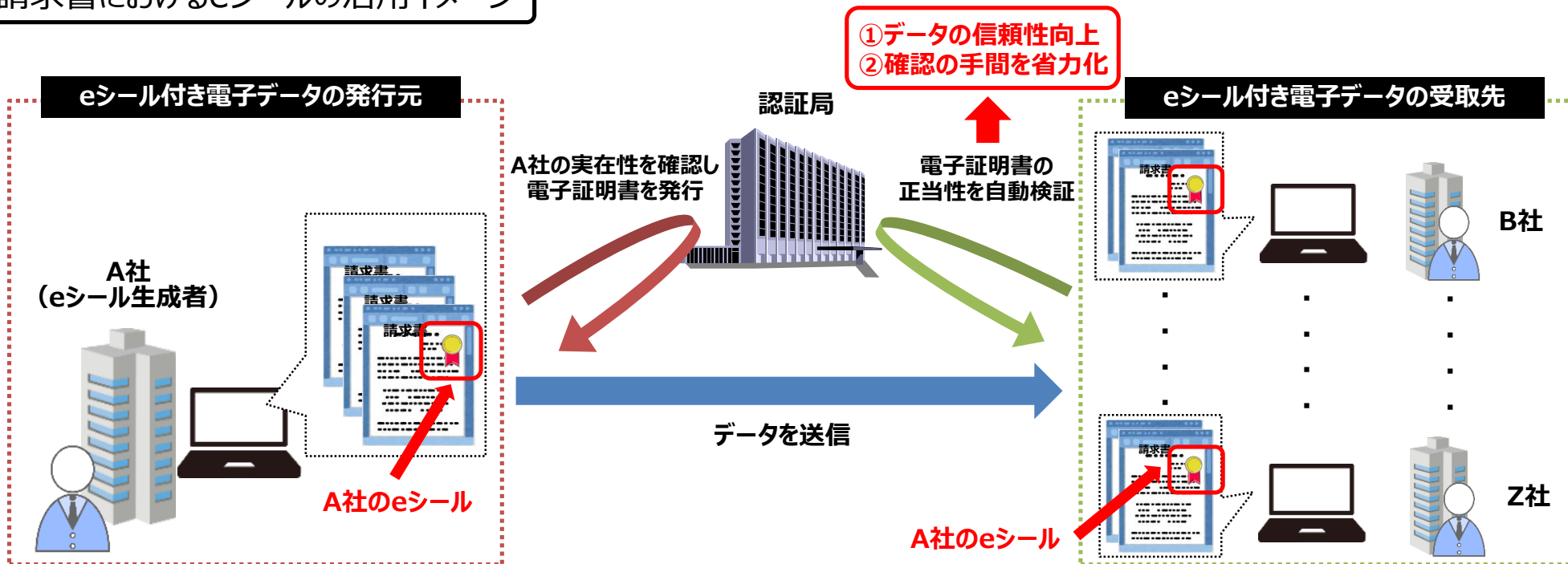
- ✓ 代表的なトラストサービスとして、デジタル庁において「**電子署名**」を推進しており、総務省においては、「**タイムスタンプ**」、「**eシール**」、「**eデリバリー**」を推進している。

サービス内容	① 電子署名 ・署名者の意思を確認できる仕組み  意思に係る文書	② タイムスタンプ ・データの存在証明の仕組み  事実・情報に係る文書	③ eシール ・文書の発行元を確認できる仕組み  事実・情報に係る文書	④ eデリバリー ・データの送達を保証する仕組み 
制度等の有無	電子署名法に基づく認定制度あり。	告示に基づく認定制度あり。	技術・運用上の基準あり。	制度・基準なし。
総務省の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和3年9月1日のデジタル庁設置に伴い、電子署名法は同庁に移管。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成17年に民間の認定制度が開始され、令和3年4月に、総務大臣による時刻認証業務の認定制度を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和3年6月に、技術上・運用上の基準等を示した「eシールに係る指針」を公表。 ■ 令和5年度に「eシールに係る検討会」を開催し、国による認定制度の創設等を含む「最終取りまとめ」を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調査研究等を実施し、我が国での活用可能性について検討。
利用事例	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電子契約 ➢ 電子申請・申告 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 税関係書類のスキャナ保存 ➢ 官報情報 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 作業・業務報告書 ➢ 注文書・注文請書 ➢ 組織等の公表資料 	

eシール活用への期待の高まり

- ✓ 企業におけるDXが加速し、企業による大量の電子文書が発行される中、組織が発行する電子データの発行元を確認する仕組みである「**eシール**」の活用に対するニーズが高まりを見せている。
- ✓ 「eシール」を活用することで大量発行される電子文書の信頼性を一括して検証することが可能となり、**契約関係書類**（領収書、請求書等）や**組織が発行する証明書**（資格証明書等）の分野を中心に、eシールの活用が期待されている。

請求書におけるeシールの活用イメージ



	企業間取引関係	組織等が公開する情報	組織等が発出する証明書	官民間のやりとり	監査関係	その他
eシールによる信頼性担保の必要性 高 ↑ ↓ 低	保証レベル2 ※2		<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書（排他的独占業務とされている士業等）等 商工会議所が発行する貿易関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> 公的機関が発行する書類のうち、特になりすましや改ざんを防止する必要のある書類 国への各種申請書類等 	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況を示す資料（財務諸表等） 残高証明書 	
	<ul style="list-style-type: none"> 領収書 請求書 	<ul style="list-style-type: none"> 気象データ IR関連資料 広報資料 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断結果証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 請負、委託業務の成果物 	<ul style="list-style-type: none"> 情報連携基盤・クラウド環境等でやり取りされるデータ 	
	保証レベル1 ※3		<ul style="list-style-type: none"> 生産者証明書 在学、卒業証明書 加工証明書 機器の保証書、その他証明書 ライセンス証書 			<ul style="list-style-type: none"> 機器測定データ

※1 本ユースケース例については現時点での目安であり、今後、各種法令や制度の改正等に伴って変更の可能性あり。

※2 総務大臣の認定を経たeシール認証業務によって保証されるeシール。

※3 総務大臣による認定を経ずに、より低コスト・簡易な手続で大量発行されるeシール。

- ✓ 「eシール」活用への期待が高まる一方で、国による信頼性の裏付けがないことを理由にeシールの導入を躊躇する企業も多く、**国による制度的対応**を求める声大きい。
- ✓ また、デジタル庁が開催した「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ」（令和4年7月）の報告書においても、**総務省がeシールに係る基準策定及び適合性評価の実現に取り組む**こととされている。

eシール類似サービス提供事業者から総務省に寄せられた現状・課題等

国による認定制度の必要性

- 国による信頼性の裏付けがないことにより、eシールの導入に躊躇する企業も多く、eシール普及を阻害
- 電子インボイスにおけるeシール活用の義務付け等ができればeシールが急速に普及するが、国による認定制度がないと、このような議論も難しい

eシールに関する技術基準策定の必要性

- サービスが乱立して市場が混乱しないよう、eシールの技術基準（プレフィックス等）を国が示すことは重要

（参考）政府における「eシール」に係る検討経緯

eシールに関連した取り組み	主管箇所	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
プラットフォームサービス検討会 - トラストサービス検討ワーキンググループ	総務省						
組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会	総務省						
データ戦略推進ワーキンググループ - トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ	デジタル庁						

同SWG報告書において、**再度総務省で検討**すべき旨が示された

eシールに係る検討会での検討結果

- ✓ **eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価を実現**するため、令和5年9月より「eシールに係る検討会」を開催。**総務大臣によるeシールに係る認定制度の創設等**を内容とする「**最終取りまとめ**」を令和6年4月中に公表予定。あわせて、eシールに係る技術・運用上の基準を示した「**eシールに係る指針**」を改正。

「eシールに係る検討会 最終取りまとめ」の概要

① eシールの保証レベル

- 総務大臣の認定を経たeシール認証業務によって保証されるeシール（**保証レベル2のeシール**）の他、認定を経ずに、より低コスト・簡易な手続で大量発行されるeシール（**保証レベル1のeシール**）についても活用を促していくことが必要。

② eシール用電子証明書の発行対象となる組織等の範囲と記載事項等

- 認定に係るeシール用電子証明書では「**法人番号**」を用いて組織を一意に特定するが、個人事業主は、認証局で同姓同名の個人事業主を一意に特定できる公的番号体系が存在しないことから、引き続きの検討課題と整理。
- 認定に係るeシール用電子証明書のフォーマットとして**ITU-T X.509**を使用することとし、トラストサービスの種別等を区別するための識別子である共通証明書ポリシーOID（Object Identifier）体系を整備する。

③ リモートeシール

- クラウド上でユーザの秘密鍵を管理する「**リモートeシール**」について、今後活用が見込まれるものの、デジタル庁の電子署名法における「リモート署名」の議論の動向も踏まえて検討する必要があるため、引き続きの検討課題と整理。

④ 認定制度の在り方

- 認定の有効期間は2年間とし、認定に係る調査等は指定調査機関に実施させることとする。

eシールの制度化に向けて

- ✓ 「最終取りまとめ」の内容を踏まえ、**令和6年度中にも総務大臣によるeシールに係る認定制度の運用を開始**できるように、実施要項等の整備に取り組んでいく。

